

規 則

埼玉県自家用水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十一号

埼玉県自家用水道条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県自家用水道条例施行規則（昭和三十二年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊤」を削り、同様式の（注）中「（中）給水」を「（中）給水」に改める。

様式第二号、様式第三号及び様式第五号中「（中）給水」を「（中）給水」に改め、「㊤」を削る。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県自家用水道条例施行規則様式第六号による身分証明書は、改正後の埼玉県自家用水道条例施行規則様式第六号による身分証明書とみなす。